

## 巻 頭 言

学校長 竹 村 信 治

昨年12月21日、次期学習指導要領に向けた中央教育審議会答申が第109回総会で取りまとめられ、公表されました。そこでは、「教育基本法」が第1条（教育の目標）に謳う「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」について、「形成者」が「予測困難な時代」の「未来の創り手」、「よりよい社会と幸福な人生の創り手」と言い換えられ、「資質」も「学校教育を通じて子供たちに育てたい姿」として具体化されています。

そうした「形成者」の育成に向けて、この度、学校教育に求められたのが「社会に開かれた教育課程」の実現。そして、その指針となる「学びの地図」が新学習指導要領の枠組みとして提示され、教育内容をめぐる「カリキュラム・マネジメント」、学習場面での「主体的・対話的で深い学び」の実現が要請されています。特に、教科学習では「子供の学びの過程を質的に高めていくこと」が必要とされ、「子供たちが「何ができるようになるか」を明確にしながら、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立てていくことが重要」としています。その「何ができるようになるか」をめぐって育成が目指されるのが「資質・能力の三つの柱」、 「何を学ぶか」で確認されたのが「知識の質や量、と「科目構成の見直し」、 「どのように学ぶか」で強調されるのが「主体的・対話的で深い学び、（ディープ・アクティブ・ラーニング）です。

新学習指導要領の枠組みとなる「学びの地図」には次の6事項が掲げられています。

- ①「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- ②「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
- ③「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
- ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）
- ⑤「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
- ⑥「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

また、「資質・能力の三つの柱」は「学力の三要素」を拡充する形で次のように示されています。

- ①「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」
- ②「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」
- ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」

これらは、自由・自主・自律の校風のもと、徳育・知育・美育・体育の「全人教育」を通じて「真の優秀さ」を追究してきた本校において、「深い学び」を目指す教育・研究活動の中でつねに問われてきたことです。今号収載の各論もその新たな所産。この度の中教審答申に基づく自己点検もさることながら、教育・研究の更なる進展に向け、大方のご高覧とご批正をお願いする次第です。